



農業委員会だより

第42号
平成25年10月発行

全国農業新聞

全国農業新聞は農業者の公的代表機関である農業委員会系統組織が発行する農業総合専門紙です。

「全国農業新聞」は、「農業委員会」で購読の申し込みを受け付けています。お電話等でお申し込みください。

TEL 幕別 54-6625 忠類 8-2111
お支払いにつきましてはJAの口座引落が便利です。

毎週金曜日発行

購読料：月 600 円 [送料、税込み]

紙面あない

農地に関する Q&A	2P
農地の贈与について	3P
農地を転用するときは・農業者年金加入	4P
家族経営協定のすすめ	5P
視察研修・農業委員紹介・事務局職員紹介	6P
平成 25 年度農業委員会活動方針、活動計画 ..	7P
平成 25 年度農業委員会活動報告・編集後記 ..	8P

編集・発行

幕別町本町 130 番地

幕別町農業委員会 TEL0155-54-6625

忠類支局 TEL01558-8-2111

農地に関する Q & A

Q1 農地を売買したいのですが、
どんな手続きが必要ですか？

A 耕作を目的に農地を売買する場合に
は、農地法第3条による農業委員会へ
の許可申請が必要です。このため、農
地を譲り渡す方・譲り受ける方の連名で申請し
ていただきます。ただし、農地を取得する方は、
経営農地をすべて耕作するなど農地法第3条
第2項の許可要件を満たしていないと許可で
きません。

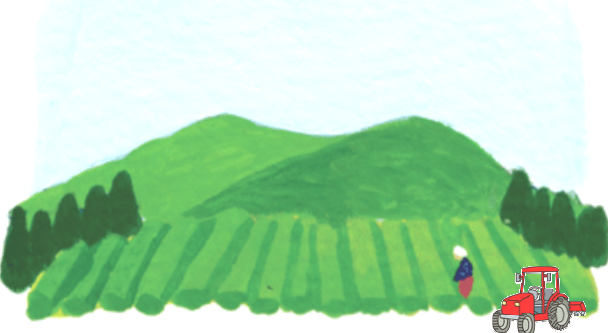
このほか、**幕別町農業振興公社**が行う農地利
用集積円滑化事業による売買の方法もありま
す。

Q2 農地を貸し借りしたい場合は、
どんな手続きが必要ですか？

A 農地を貸し借りするには、売買と同様
に農地法第3条の規定による許可申請
が必要です。

このほか農業経営基盤強化促進法に基づき利
用権を設定する方法があります。この制度では
幕別町農業振興公社が利用調整を行い、契約に
際しては公社が貸し手と借り手の間に入りま
すので安心して貸し借りを行えます。契約期間
が終了する前には公社から双方へお知らせし
ますので、そのときに継続するかなど話し合い
により決めることができます。

※正規の手続きをしていない農地の貸し借り
(いわゆる「ヤミ小作」)をしている農地につ
いては、利用権設定の手続きをしていただくよ
うお願いいたします。口約束のみでの農地の貸
し借りはトラブルの元となり、万が一の場合、
権利が主張できません



Q3 農地を貸し借りしていましたが都合
により解約することになりました。
どんな手続きが必要ですか？

A 貸し借りをしている農地を解約する
場合は、貸している方、借りている方
の双方の合意による合意解約書の届
出が必要となります。農業委員会へ提出をお願い
します。

Q4 農地を相続する場合でも農地法の許
可が必要でしょうか？

A 相続は一般の売買、賃借等のように権
利の設定や移転のための法律行為で
ないことから、農地法第3条の許可の
対象にはなりません。

ただし、農地法の改正(平成21年12月15
日施行)により、相続や時効取得で農地の権利
を取得する場合は、その権利取得を知った日か
らおおむね10ヶ月以内に農業委員会に届け出
をしていただくこととなりました。

Q5 農地の相続を受けた場合、相続税の
猶予制度があると聞いたのですが？

A 農業を営んでいた被相続人または特
定貸付け(農業経営基盤強化促進法の
規定による貸付け)を行っていた被相
続人から相続人が一定の農地等を相続し、農業
を営む場合又は特定貸付けを行う場合には、農
地等の価格のうち一定の相続税額については、
その相続した農地等について相続人が農業を
営んでいるまたは特定貸付けを行っている限
り、その納税が猶予されます。

納税猶予の特例を受けるためには、相続税の
申告書を期限内に提出するとともに、相続税の
納税猶予に関する適格者証明書や担保関係書
類など一定の書類を添付することが必要です。



農地の贈与について

贈与を受ける人が農地法上の許可要件を満たすことができるか、また、贈与が行われた場合に、どのような税金がどの位かかってくるのか、そして、贈与者が亡くなったときに問題（遺留分等）が発生しないのか、相続税はどうなるのか・・・等々について、詳細にわたって検討することが必要です。

▶ 検討項目

- ① 農地を贈与することについて、贈与者・受贈者双方の意思確認ができていけるかどうか
- ② 農地を贈与するには、農地法3条に基づく「許可」が必要になるので、その許可要件を満たすことができるかどうか
- ③ 贈与した場合にかかる税負担はどうなるか（贈与税、登録免許税、不動産取得税）
- ④ 贈与者が亡くなったときに相続税がかかるのか、農地を贈与したことによって、他の相続人との遺産分割上の問題が発生する可能性があるのか
- ⑤ 農地贈与による贈与税や相続税の節税対策をどうするのか

※相続時精算課税の特例、贈与税の納税猶予の特例等についての検討

■ 相続時精算課税制度活用のポイント

- 1、この制度を活用すると、2,500 万円まで贈与税がかかりません。2,500 万円を超えた部分に対しては、一律 20%で贈与税が課税されます。
- 2、65 歳以上の親から、20 歳以上の子供への贈与であることが必要。
- 3、贈与するものは、農地の他、同じ親からの贈与はすべて相続時精算課税の適用を受けることになり、暦年課税（通常の贈与税で、基礎控除年 110 万円）によって贈与を受けることができなくなります。
- 4、贈与者が死亡した時には、贈与された農地と他の相続財産と合算して相続税が課税され、既に支払った贈与税があるときには相続税から控除されます。支払った贈与税の方が相続税よりも多いときには、多い分について還付され、相続税の課税がないときには、既に支払った贈与税は全額返ってきます。

■ 贈与税の納税猶予の特例活用のポイント

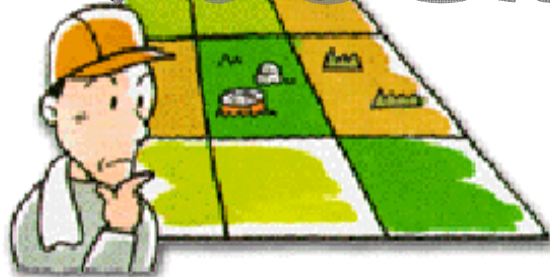
制度の概要

農業を営んでいる親が、農地等の全部を後継者である子に生前一括贈与した場合、贈与者（親）が死亡するまで、贈与税の納税を猶予し、贈与者が死亡した時には、贈与した農地を親から相続によって取得したものとみなし、相続税が課税されるという制度です。

- 1、一定の要件を満たす場合、農地等の一括贈与については、とりあえず、贈与税が猶予される。
- 2、猶予された贈与税は、贈与者又は受贈者が亡くなったときに免除され、あらためて贈与された農地等を相続財産とみなして相続税の計算を行い、基礎控除額を超えた場合には相続税の申告・納税を行う。
- 3、贈与税が免除される前に、農地を売却したり転用したりすると、利子税とともに猶予された贈与税を支払わなければならなくなる。
- 4、贈与者・受贈者の要件を満たすことが必要。
- 5、特例の対象となる農地であること。
- 6、贈与税の申告書に必要書類を添付して、特例を受ける旨記載して税務署に提出する。
- 7、この特例を受けると、相続時精算課税制度の適用は受けられないこと。

※一部の農地について既に相続時精算課税制度を選択していた場合、残った農地について納税猶予の特例の適用を受けることはできません。

農地を転用 するときは



農地を宅地や農業用施設用地などに転用したり、転用することを目的として農地の売買をする場合には、事前に許可（2 ha 以下は農業委員会、2 ha を超える場合は北海道知事、4 ha を超える場合は農林水産大臣）が必要です。なお、砂利採取や埋蔵文化財調査などで農地を一時的に使用する場合にも許可が必要となります。

ただし、市街化区域内の農地を転用する場合は、事前に農業委員会へ届出をすることで許可は必要ありません。

許可を受けなかったり、届け出せずに農地を転用すると、売買な

どの法律行為が無効になり、所有権移転の登記もできません。また、罰せられることがありますのでご注意ください。

◆農業振興地域の整備に関する法律

「農業振興地域」の農用地区域内の土地では、原則として農地を農用地以外の用途に利用することができません。この土地を農業用施設としたい場合は用途変更（軽微な変更）、やむを得ない事情により宅地など農用地以外の用途に利用したい場合は農用地区域から除外（農振除外）の手続きが必要です。

農地を農用地以外の用途に利用したいと考えている人は、その農地が農用地区域内の農地かどうか確認してください。

また、相談から許可まで半年程度かかることもありますので、予定がある場合はお早めにご相談ください。

なお、必ず農振除外できるとは限りませんので、許可が下りるまで、決して事業に着手しないでください。

詳しくは幕別町役場農林課農政係（TEL 54-6605）へお問い合わせください。

老後の備えは
万全ですか？

「メリットいっぱい」 農業者年金 にご加入しよう！



農業者の方なら広く加入できます

国民年金の第1号被保険者（保険料納付免除者除く）で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の方は誰でも加入できます。農地を持っていない農業者、配偶者や後継者などの家族従事者も加入できます。

老後の備えは万全ですか？

現在65歳の農業者年金加入者の平均余命は、男性が22年（87歳）、女性が27年（92歳）です。女性の老後は男性以上に長い道のりです。

日本人の平均余命は、男性84歳、女性89歳となっており、農業者年金加入者の平均余命の方が長くなっています。

農業者年金は女性農業者の長い老後をしっかりとサポートします。

家族経営協定を結べば保険料の国庫補助も受けられます。

認定農業者で青色申告をしている夫と家族経営協定を結んで農業経営に参画している妻も保険料の国庫補助が受けられます。

農業者年金は女性の農業経営への参画をしっかりと応援します！

農業者の老後の生活の収入は、国民年金＋農業者年金が基本です！

国民年金の支給額は月額最高6万5千5百円、夫婦お二人で13万1千円です。一方、高齢農家の家計費は夫婦お二人で24万円が必要となるデータがあります。→ 月額約11万円不足！

農業者年金は国民年金の不足分をしっかりとカバーします。



農業者年金へのご加入がご主人だけでは、先にご主人が亡くなった時、妻であるあなたの老後の支えは国民年金だけになってしまいます。一人一人の備えが大切です。

「家族経営協定」のすすめ

「家族経営協定」ってなに？

家族経営協定とは、家族で取り組む農業経営について、経営の方針や家族一人ひとりの役割、就業条件・就業環境について家族みんなで話し合いながら取り決めるものです。そして、家族みんなで実行し、必要に応じて内容の見直しも行っていくことです。

夢のある元気な
農業経営のために

何のために結ぶの？

家族一人ひとりがお互いに
個性と能力を認め合い
かけがえのない対等な仲間として営む
共同経営的な経営に

農林漁業の経営が
家族の話し合いと男女の共同参画によって
充実・成長していくため

家族一人ひとりが
尊重される家族関係を作っていくため

次の世代にスムーズに
引き継いでいくため

「家族経営協定」を結ぶ手順は？

ステップ

1

家族で話し合います

わが家の経営の現状や課題を整理し、今後の経営方針、家族の就業条件、生活の目標などで要望を話し合い、明らかにします。

所得目標、経営計画・役割分担・収益配分・経営移譲・家計費・介護など

ステップ

2

対策を考えます

話し合いを踏まえ、わが家の経営課題の解決方法や、経営方針や生活目標を実現するための具体的対策について、どのような取り組み（協定）が必要かを検討し合い、項目をあげます。

中長期の営農計画と生活設計＜家族のライフサイクルと必要資金＞、所得目標、労働計画、家計目標、家事分担、就業条件、財務管理、労働・生活時間、経営移譲、税金、老後の保障など

ステップ

3

協定を結びます

家族で話し合った結果を文書にすると、取り組む内容がより明確になりますので、まず協定書の試案を作ってみます。何から取り組むか家族間で検討、普及指導センターや農業委員会などの指導機関からの意見もきいてみます。協定を結ぶときは家族員だけでなく、指導機関の立ち会いがあると、さらに確かなものになります。



ステップ

4

協定を実行し内容を見直します

結んだ内容が実行されているか見直し、必要があれば新たな項目や内容を追加しましょう。できれば定期的に（年に1回は）見直し更新するようにしましょう。

●家族構成の変化

後継者の結婚で家族員が増えるなど…

●協定内容が不都合になった場合

労働報酬の支給額、支給方法の変更、休日、休暇の時期、日数などの変更、経営を移譲したとき、経営内容（作目）の変更

●不都合がない場合でも

毎年お正月に見直してみるなど…

◆視察研修

「広尾町における新規就農の状況」

この研修は、向井畜産部会長からの発案により、新規就農者が多い広尾町を訪れ、畜産・農政・農地の3部会合同により9月5日に行われました。

当日は、広尾町農村環境改善センターにおいて新海会長、杉坂会長のあいさつの後、JA広尾山本課長より「広尾町における新規就農取組状況」について説明を受けました。

広尾町では、平成5年に「新規就農条例」を制定し、当初は手作りパンフレットの作成や資金の借り入れ保証を農協の理事会が行うなどの取り組みをし、就農後は、サポート会議による定期管理や広尾町農政推進協議会による四半期ごとの点検を行い、昨年まで12戸の新規就農者を受入れました。

また、今後の課題として、農地や施設の大型化による初期投資額の増大や新規就農者が希望する営農形態にだけ近づけるかなどが上げられ、本町の委員から新規就農時の平均的な農地面積や初期投資額について質問されていました。



説明の最後には、新規就農された2件の方から、就農に至った経緯として、受入側の親身になった対応が就農のきっかけになったこと、自分のやりたい農業ができる環境があったことなどが話されました。

午後からは、「農業生産法人ピラオロ」が経営するTMRセンターと「大森カントリーガーデン」を視察させていただきました。



大森カントリーガーデン



広尾町は、道総研中央農業試験場の予測によると2025年までの農家戸数が現在と変わらないと予想されており、今回の研修が本町の農家戸数減少に歯止めをかけるため有意義なものとなるよう、参加した委員一同真剣な表情で研修されていました。

最後に、お忙しい中、受入くださった広尾町農業委員会会長様はじめ事務局の皆様、並びにJA広尾町様、加藤牧場様、小田牧場様、(株)ピラオロ様、(有)十勝大森牧場様に深くお礼申し上げます。

農業委員の紹介

この度、幕別農協推薦の齊藤正孝委員に代わりまして、新委員に前川厚司氏（字明倫）が選任されましたのでご紹介いたします。



前川 厚司 氏
農政部会
（幕別市街地区担当）

農業経営者の高齢化や、担い手不足、TTPなど農業を取り巻く環境は年々厳しさを増しています。

このような中、地域農業を守り、農業振興を図るため、行政・関係機関と協力し、先輩諸氏の指導を仰ぎながら農業委員としてしっかりと取り組んでいきたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

事務局職員の紹介

平成25年4月1日付けにて人事異動がありましたのでお知らせします。

○事務局長

農地振興係

係長

高橋 宏邦

主査

佐瀬 洋美

主事補

川本 貴士

○忠類支局長（経済建設課長兼任）

農地振興係

係長 伊藤 憲彦

天羽 徹

平成25年度 農業委員会活動方針・活動計画

◆活動方針

十勝の農業は、畑作・畜産を主体に生産性の高い専門的な経営を目指して発展し、我が国の食料の安定供給と地域の経済社会を支える重要な基幹産業としての役割を果たし、住民生活の安定と向上に大きく貢献しております。

しかし、農業を取り巻く状況は農畜産物の価格低迷や担い手の確保など多くの課題がある中、政府がTPP（環太平洋経済連携協定）交渉参加を正式に表明するなど数多くの問題を抱えています。

食の安全・安心が問われるとともに世界の食料事情を踏まえて、国では「食料・農業・農村基本計画」において食料自給率を50%まで引き上げることが目標とし、「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」が策定されております。これらの政策目標である持続的で力強い農業構造を実現するため、北海道農業が中心となり十勝農業がその中核をなす中で、本町農業はその重要な役割を担う立場にあるものと考えられます。

こうした状況を踏まえ本町農業

委員会は、農業 農民を代表する唯一の公的機関として、地域農業の確立に向けて関係機関や関係団体との連携を図るとともに、将来の農業経営に展望がもてるような農地制度及び農地行政や構造政策の推進に努力し、農業委員会活動・組織の体制充実が図られるよう要望・要請活動や許認可等の適正化、透明化を継続的に取り組み、農業委員の役割と責務を果たしてまいります。

【重点事項】

- 1 農業委員は、常に法令・業務等の適正な執行に必要とする知識の修得に努め、農業者の期待と信頼に応えます。
- 2 農業経営基盤強化促進法に基づき、認定農業者に対し農地の利用集積等に努めるとともに、地域農業の構造改革を推進します。
- 3 農業・農村の多様化する要求あるいは実態を把握し、行政機関に対する建議又は要望を行います。
- 4 農業者年金制度の普及を図り、経営移譲年金の受給のための適切な指導に努めます。

◆活動計画

- 5 農業後継者の結婚相談活動に、より力を傾注するとともに関係機関・団体との連携を緊密にし、担い手施策を推進します。
- 6 遊休農地の利用を増進するため、地権者に有効利用のため必要な指導を行います。

1 農地の有効利用事業

- (1) 農地相談の実施
- (2) 農業生産法人調査と法人化の推進
- (3) 農地転用適正化の実施
- (4) 贈与税等の納税猶予制度の申告

2 農地調整事業

- (1) 農地の利用調整事業の推進
- (2) 認定農業者制度の定着

3 担い手育成確保事業

- (1) 簿記記帳の指導
- (2) 制度資金活用への推進
- (3) 家族経営協定の推進

4 農政及び農業振興

- (1) 要望・建議活動
- (2) 作況調査の実施
- (3) 制度資金の活用

5 農業者年金業務の推進

- (1) 農業者年金制度の普及
- (2) 経営移譲の指導相談
- (3) 年金業務の推進

6 公益財団法人幕別町農業振興公社との連携

- (1) 農地の利用調整、遊休農地の未然防止、農業後継者花嫁対策、新規就農希望者の環境整備など連携を緊密にし、各種事業の推進に努めます。

7 情報活動の強化

- (1) 農業委員会だよりの発行
 - (2) 農年協だよりの発行
 - (3) 全国農業新聞の普及拡大
- ### 8 農業委員 職員研修の実施
- (1) 研修等の参加及び実施
 - (2) 学習会の実施

◆体制の充実

1 農業委員会総会等の開催

- (1) 総会の開催
- (2) 三役会議の開催
- (3) 農地部会、農政部会、畜産部会の開催

2 農業委員選挙人名簿

- (1) 名簿の確認作業

平成25年度農業委員会活動報告【4月～9月】

4・12	十勝農業委員会連合会通 常総会（帯広市）	8・30	農業委員会総会 小麦刈取激励訪問
〃	地区別農業委員会会長・ 事務局長会議（帯広市）	9	新任農業委員研修
〃	農村アカデミー入校式	〃	十勝農業委員会連合会臨 時総会（帯広市）
17	町公社利用調整会議（幕 別地区）	19	町公社利用調整会議（幕 別地区）
〃	現地調査	20	南十勝農業委員会・職員 研修会・交流会
〃	町公社利用調整会議（忠 類地区）	22	町公社利用調整会議（忠 類地区）
5・26	農業委員会総会	29	現地調査
〃	町公社理事會	23	農業委員会総会
〃	町公社利用調整会議（札 内地区）	〃	農地パトロール推進会議
〃	現地調査	9・1	農地パトロール強調月間
22	町公社利用調整会議（忠 類地区）	30	視察研修（広尾町）
24	農業者年金協議会総会	5	町公社利用調整会議（札 内地区）
28	農業委員会総会	19	町公社利用調整会議（忠 類地区）
29	町公社評議会	20	農地調査
30	全国農業委員会	〃	農地部会
6・1	会長大会（東京都）	25	農業委員会総会
20	町公社利用調整会議（札 内地区）	26	農地調査
21	現地調査	〃	農地調査
27	農業委員会総会	〃	農地調査
〃	広報特別委員会	〃	農地調査
7・22	南十勝会長・代理・事務 局長研修会	〃	農地調査
24	現地調査	〃	農地調査
25	TPP統一行動（札幌市）	〃	農地調査



8/5 小麦刈取激励訪問

農業者年金相談会

農業者年金の受給・手続き方法などについて、北海道農業会議から講師をお招きし、講演と個別相談会を開催します。

- ◆日時 平成25年12月5日（木）午後1時30分から
- ◆場所 幕別町町民会館2階講堂
- ◆申し込み 事前に農業委員会へお申込みください
※個別相談を希望される方は申込時に申し出ください。
- ◆申込期限 平成25年12月2日（月）
- ◆申込先 幕別町農業委員会 TEL 54-6625 忠類支局 8-2111



編集後記

今回の「農業委員会だより」では、幕別町農業委員会の活動状況等を中心に掲載しています。

農地パトロールや農地の売買、貸借の相談など、我々農業委員は農家の皆様の代表として、地域に根差した活動を行っていく必要があると思います。微力ではありますが、これからも農家の皆様の声に真摯に耳を傾け、農家第一主義のもと取り組みを進めてまいります。

ささいな事でも農地のことは、まず地区担当農業委員または事務局へご相談ください。

◆広報委員◆

- ・委員長 東口 政秋
- ・副委員長 尾藤 欣二
- ・委員 香西 浩志
- ・委員 大道 健實
- ・委員 鯖戸 英明
- ・委員 田邊 忠幸
- ・委員 中島 孝
- ・委員 宗廣 武夫